

## Q&A

### 紹介状作成と患者の同意（個人情報保護の観点から）

Q. 当院受診中の患者さんが引っ越すことになり、患者さんから引っ越し先の医療機関を受診するために紹介状の作成を依頼されました。

しかし、併せて患者さんから、一部の病歴についてプライバシーの観点から紹介状に記載しないで欲しいとの要請がありました。私は、転院先の医療機関が医学的に適正な診療を行うためにはすべての病歴を提供する必要があると考えているのですが、どうすれば良いでしょうか。

A. 診療情報は患者の個人情報に該当します（後記1）。したがって、個人情報保護法等の法令との関係上、後医に診療情報を提供するためには患者の同意を得ることが原則になります（同意を得る手続については後記2）。まずは、すべての病歴を提供する必要性について患者に説明し、同意を得られるよう努めるべきでしょう。

これに対し、緊急性の高い場合など、患者の生命・身体の保護のために当該病歴を提供する必要があるものの患者の同意を得ることが困難な場合は、個人情報保護法等の法令が定める例外に該当し、患者の同意を得なくとも後医への情報提供が可能になることもあります（後記3）。

しかし、法令が定める例外に該当しない場合は、患者が病歴の提供について明示的に拒否している以上、これを後医に提供することはできません。それでも、できる限り診療情報を提供できるよう工夫し、紹介状の作成を断念することはやむを得ない場合に限定することが望ましいと考えます（後記4）。

なお、医師は、患者が希望するとおりの内容の紹介状を作成しなければならない義務を負っているわけではありません。

以下では、個人情報保護法等と紹介状の作成（診療情報の第三者への提供）との関係について説明します。

1. 個人情報保護法は、生存する個人に関する情報で、個人を識別することができる情報を「個人情報」として保護の対象にしています。その中でも個人の人格的利益に直接関わる情報や社会的差別の原因となる危険性のある情報（センシティブ情報）を「要配慮個人情報

報」として特に取扱いに配慮すべきものとし、原則として、その取得に本人の事前の同意を必要とするとともに、オプトアウト方式（本人の同意なく適法に第三者提供できるが、本人がその停止を選択した場合に第三者への提供を停止する仕組み）による第三者提供を許さないこととしています（個人情報保護法 2 条 3 項，20 条 2 項，27 条 2 項）。

医療機関が取り扱う要配慮個人情報の具体例としては、診療録等の診療記録に記載された病歴、診療や調剤の過程で知り得た患者の身体状況、病状、治療等の診療情報や調剤情報、健康診断の結果および保健指導の内容、障害の事実（身体障害、知的障害、精神障害等）、犯罪により被害を負った事実などがあります。

したがって、紹介状に記載される病歴等の診療情報は、個人情報保護法上、要配慮個人情報として特に取扱いに配慮すべき情報とされています。

2. 以上のことから、紹介状（病歴等の診療情報）を他の医療機関に提供することは要配慮個人情報の第三者提供に該当します。そのため、原則として、情報提供前に患者本人から同意を得なければなりません。書面により同意を取得しなければならないということではなく、以下のような形での同意取得でも差し支えないと考えられています。

- ① 患者から紹介状の作成を依頼されたときは、（設問のように個別の内容は別論としても）診療情報を他の医療機関に提供するという意味での包括的な同意が得られていることは明らかです。
- ② 他の医療機関への情報提供が患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により他の医療機関との連携が明示されている場合、利用目的について患者から明示的に留保の意思表示がなければ黙示による同意が得られていると考えられており、改めて患者本人から同意を得る必要はありません。

3. また、上記 2 のようなものも含めて患者の同意があるとはいえなくとも、個人情報保護法等の法令が定める例外に該当する場合は、後医に診療情報を提供することが可能です。

個人情報保護法 27 条 1 項 2 号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人の同意なく個人情報を第三者に提供することを許容しています。

したがって、典型的には、患者が緊急に医療を受ける必要があるものの意識不明で個人情報の提供に同意することができないような場面が考えられますが、個人情報保護法等の

法令が定める例外に該当する場合は、患者の同意を得なくとも後医に情報提供をすることが可能です。

4. 設問のように患者が病歴の提供について明示的に拒否しており、かつ、法令が定める例外に該当しない場合は、病歴を後医に提供することはできません。

患者の意思を踏まえた対応が必要であることについては、医療機関における個人情報の取扱いについて解説した『「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」に関するQ & A（事例集）』においても述べられており、「傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう求められる場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要があります」とされています（令和2年10月一部改正版 Q2-8）。

したがって、一部の病歴について記載しないで欲しいとの患者の意思を踏まえつつ、例えば、病歴は患者本人に確認するよう記載するに留めるなどの工夫をし、後医が必要と思われる診療情報をできる限り提供できるよう努めて、紹介状の作成を断念することはやむを得ない場合に限定することが望ましいと考えます。

#### 【参考文献】

- 1) [「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」（厚生労働省）](#)
- 2) [『「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」に関するQ & A（事例集）』（厚生労働省）](#)

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [Chapter2 ケースで学ぶ トラブル対応・予防のポイント 2 コンプライアンス\\*\\*\\*](#)
- ・ [紹介状なし患者初診料の保険除外\\*\\*](#)
- ・ [医療現場における個人情報保護と利活用の現状と将来展望 ～個人情報保護法，倫理指針，次世代医療基盤法の理解を踏まえて～\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。